

秋田市体育施設自動販売機設置事業者募集要項

秋田市体育施設内に飲料等自動販売機を設置し運営する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

これは、設置事業者を競争入札により決定し、市有体育施設内の自動販売機設置場所の貸付契約を締結するもので、これにより市有財産の有効活用を図りながら市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ります。

1 公募物件

- (1) 別添「体育施設自動販売機募集物件一覧」（以下「募集物件一覧」という。）を参照のこと。
- (2) 応募申込みは、設置台数に関係なく物件ごとに申込みをすること。
- (3) 設置場所は、別添「自動販売機設置位置図」のとおり。
- (4) 設置面積には、使用済み容器回収ボックス（以下「回収ボックス」という。）および放熱スペースを含む。
- (5) 貸付可能台数を超える台数は設置できない。
- (6) 事前に現地を確認する場合は、必ず担当者に連絡すること。
- (7) 複数の物件に応募可能。

2 日程

項目	日程
受付期間	令和7年9月22日（月）から令和7年10月10日（金）まで
指名通知・非指名通知	令和7年10月17日（金）までにFAXで通知
入札日時および場所 (入札物件の内容は予定)	1 令和7年10月28日（火） 秋田市役所6階 6-A会議室 日 物件番号 1 ～ 14 午前9時30分から 目 物件番号 15 ～ 31 午後1時30分から
	2 令和7年10月29日（水） 秋田市役所6階 6-A会議室 日 物件番号 32 ～ 47 午前9時30分から 目 物件番号 48 ～ 66 午後1時30分から
契約の締結期限	令和7年11月4日（火）まで
自動販売機設置可能日	令和8年4月1日（水）から

※入札の日は、上記のとおりに行いますが、入札物件の内容については、入札参加申込数によって変更する場合があります。変更する場合は指名通知と一緒に連絡します。

3 入札参加資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 法人にあつては秋田市内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあつては秋田市内で営業を営んでいること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の経験を有し、過去2年間に国（特殊法人等を含む）、県、市又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

4 契約上の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）とする。

(2) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 貸付料等

ア 貸付料

秋田市が設定する予定価格以上で、最高の入札価格をもって貸付料とする。

貸付料は、別途発行する納入通知書により年度ごとに指定期日までに納入すること。

また、既に納付した貸付料の返還はしない。なお、当初年度貸付料については日割り計算する（貸付料の額に1円未満の端数があるときは切り捨てる。）。

イ 必要経費等

自動販売機の設置、維持管理、撤去に必要とする経費は設置事業者の負担とする。電気料は設置事業者が子メーターを設置の上、市が計測し、月ごとに別途発行する納入通知書により指定期日までに納入すること。

電気料の算定方法：電気料（消費税込み、円未満切捨て）＝（月間消費電力量×料金単価）±燃料費調整額＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

ウ 遅延金

納入通知書の指定期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年利3%の遅延金を加算して支払うこと。

(4) 使用上の制限

次の事項を遵守すること。

ア 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供してはならない。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は、転貸してはならない。

ウ 募集物件一覧の販売品目は、「飲料」（酒類又はその類似品を除く。）、「軽食類」はアイスクリーム類、スナック菓子等（カップ麺等の給水が必要なものは除く。）とし、販売価格は、メーカー希望小売価格以下とする。

エ 販売品目が「飲料」の場合は、飲料のみを販売する自動販売機を設置するものとする。また、「飲料・軽食類」の場合は、飲料の自動販売機、軽食類の自動販売機、飲料・軽

食類の両方を販売できる自動販売機を設置するものとし、設置事業者が選択する。

オ 販売品目以外の商品の販売を希望する場合は、設置事業者として決定後に秋田市と協議の上、決定する。

カ 利用者から販売品目の追加又は変更の要望があり、秋田市も必要と判断した場合は、変更について最大限応えるよう努力すること。

キ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間および経路については、担当者の指示に従うこと。

ク 一部の大会・イベント等において、スポンサー契約の関係上、大会開催期間中に販売不可となる場合があり、この場合、設置事業者へ事前に通知した上で自動販売機に利用不可（販売停止等）の貼り紙等を秋田市又は大会等主催者が貼り付けすることを承諾できること。

(5) 維持管理責任

次の事項を遵守すること。

ア 自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。常に商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

ウ 自動販売機の設置に当たっては、転倒・盗難防止など、安全に十分配慮すること。

エ 自動販売機の故障、問合せおよび苦情については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

オ 秋田市の責めによることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負わない。

カ 自己都合により自動販売機を撤去又は交換しようとするときは、事前に秋田市に通知すること。

(6) 売上高の報告

ア 毎月10日（土、日、祝日の場合は直後の平日）までに、前月の自動販売機ごとに売上高（販売単価別の売上数量、売上金額）を書面（A4の任意書式）により報告すること。

イ 秋田市が必要としたときは、自動販売機のメンテナンス記録、トラブル対処の記録、その他必要と認める資料等を遅滞なく提出すること。

(7) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したとき又は契約が解除された場合には、指定期日までに原状回復すること。

5 入札申込手続

(1) 申込方法

申込受付期間に、必要な書類を持参すること。

ア 申込受付期間

令和7年9月22日（月）から令和7年10月10日（金）まで
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

※郵送、電話、FAX、Eメール等による受付は行わない。

イ 申込受付場所

秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所3階

秋田市観光文化スポーツ部スポーツ振興課 庶務・管理担当

(2) 必要な書類（各1部）

ア 入札参加申込書

イ 法人の場合は、法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し、個人の場合は、住民票の写し

ウ 秋田市に納めた固定資産税、法人市民税又は個人市民税の納税証明書の写し

※各証明書は、いずれも直近の営業年度で、発行後3年以内のものを提出すること。

※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

エ 誓約書

※3年以上の実績を確認できる契約書等の写しを2件以上添付すること。

オ アおよびエの様式は、秋田市ホームページから入手すること。

(3) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知を行う。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合、その者には非指名通知によりその旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、令和7年10月17日（金）までにFAXで行う。

6 入札の手続

(1) 入札方法

ア 入札は令和7年10月28日（火）・29日（水）の2日間で秋田市役所6階6-A会議室で行う。

入札時間の15分前から受付を開始する。

イ 入札は、物件番号順に1物件ごとに行う。

ウ 入札書に記載する入札金額は、1台当たりの1年間の貸付料の金額を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった貸付料の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書は当日持参すること。郵送による入札は受け付けない。

オ 代理人の者が入札する場合は、委任状が必要になるので、物件ごとに必要事項を記載し、記名押印の上で持参すること。

カ 投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできないので、十分注意すること。

(2) 入札時に持参するもの

ア 入札参加申込書の写し

イ 入札書

ウ 委任状（※代理人の者が入札する場合、物件ごとに必要）

※イの入札書、ウの委任状の様式は、秋田市ホームページから入手すること。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない設置事業者の入札
- (2) 入札に関し、不正行為があった場合の入札
- (3) その他指定した以外の方法による入札

8 設置事業者の決定

- (1) 秋田市設定する予定価格以上をもって有効な入札を行った者を設置対象事業者とする。
- (2) 設置対象事業者の内、入札価格の高い者を設置事業者として決定する。
- (3) 同価格の設置事業者が2人以上いる場合は、直ちに「くじ」により順位を決定する。
- (4) 決定後の辞退はできない。

9 決定後の手続

設置事業者に決定した者は、秋田市が指定する日時までに次の書類を提出すること。

- (1) 行政財産借受申込書
- (2) 自動販売機設置位置図
- (3) 自動販売機設置協議書
- (4) 設置する自動販売機のカatalog (寸法、消費電力が分かるもの)

上記書類提出後、具体的な条件等（設置する自動販売機・販売品目等）について協議する。

10 貸付契約手続

令和7年11月4日（火）までに、物件ごとに「貸付契約書」を締結する。

11 その他

- (1) 本書に定めない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）、その他関係法令の定めるところによる。
- (2) 申込みに係る費用は、申込者の負担とする。
- (3) 提出された申込書等は返却しない。
- (4) 募集に関するお問い合わせ先

秋田市観光文化スポーツ部スポーツ振興課 庶務・管理担当
電話 018-888-5611

次ページに続く

12 自動販売機設置までの主な流れ

入札までの流れ

- 公募・参加申込書受付 ・ 令和7年9月22日（月）から10月10日（金）まで
申込場所：秋田市観光文化スポーツ部スポーツ振興課
申請書類：「5 入札申込手続」を確認
その他：現地確認が必要な場合は、担当者へ連絡すること。
- 指名および非指名通知 ・ 令和7年10月17日（金）までにFAXで行う。
応募条件：「3 入札参加資格」を確認
- 入札、開札、決定 ・ 日 時：1日目 令和7年10月28日（火）
物件番号 1～14 まで 午前9時30分から
物件番号 15～31 まで 午後1時30分から
2日目 令和7年10月29日（水）
物件番号 32～47 まで 午前9時30分から
物件番号 48～66 まで 午後1時30分から
・ 場 所：秋田市山王一丁目1-1
秋田市役所 6階 6-A会議室
・ 入札方法等：「6 入札の手続」、「7 入札の無効」
「8 設置事業者の決定」を確認

設置事業者決定後の流れ

- 行政財産借受申込書等の提出 ・ 秋田市が指定する日時まで次の書類を提出する。
(1) 行政財産借受申込書
(2) 自動販売機設置位置図
(3) 自動販売機設置協議書
(4) 設置する自動販売機のカタログ
・ 上記書類提出後、具体的な条件等について協議する。
- 契約 ・ 令和7年11月4日（火）までに、物件ごとに「貸付契約書」を締結する。
- 自動販売機設置 ・ 令和8年4月1日（水）から随時設置する。
・ 事前に設置日時を連絡すること。
・ 自動販売機1台に対し子メーターを1台、回収ボックスを1個設置する。
- 貸付料の納付 ・ 秋田市が発行する納入通知書により、年度ごとに指定日までに納入する。